

福利ひろしま

Vol.
309
2023年
11月

公立学校共済組合広島支部
一般財団法人 広島県教育職員互助組合
〒730-8514 広島市中区基町9番42号
広島県教育委員会事務局 管理部健康福利課内



Contents. 目次

<共済組合>

- 産休・育休取得に係る手続について 2
- 育児休業手当金の給付延長について知ろう 3
- 毎月確認しましょう！ 被扶養者の収入額 4
- 公費を受けたら共済組合に届け出ましょう 4
- 早めに知りたい！退職時の貸付金の取扱いについて 5
- 一部繰上償還の申込みは12月13日（水）必着です 5
- 特別支給の老齢厚生年金の請求手続はお済みですか？ 6
- 特定健康診査を受診しましょう！ 7
- ころとからだのリフレッシュセミナー追加募集について 8
- 人間ドックの受診期間は令和6年2月29日です！ 9
- 40～74歳の組合員及び被扶養者の方へ
健康情報提供冊子「QUPIO+（クピオプラス）を配付します 9
- 福祉保険制度に加入されている退職予定の皆様 10
- アイリスプランに加入されている退職予定の皆様 10
- 公立学校共済組合中国中央病院メンタルヘルス関連事業 11
- RIZAP コラム ～腰痛対策～ 12

<互助組合>

- 有期職員が互助組合を退会するときはどうする？ 13



共済組合ホームページ
<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/>



互助組合ホームページ
<http://www.gojo.or.jp/>



年5回ホームページに掲載 7月・9月・11月・1月・3月

特集号 4月冊子発行 ホームページにも掲載

産休・育休取得に係る手続きについて

経理貸付係
(082) 513-4955

短期給付係
(082) 513-4957

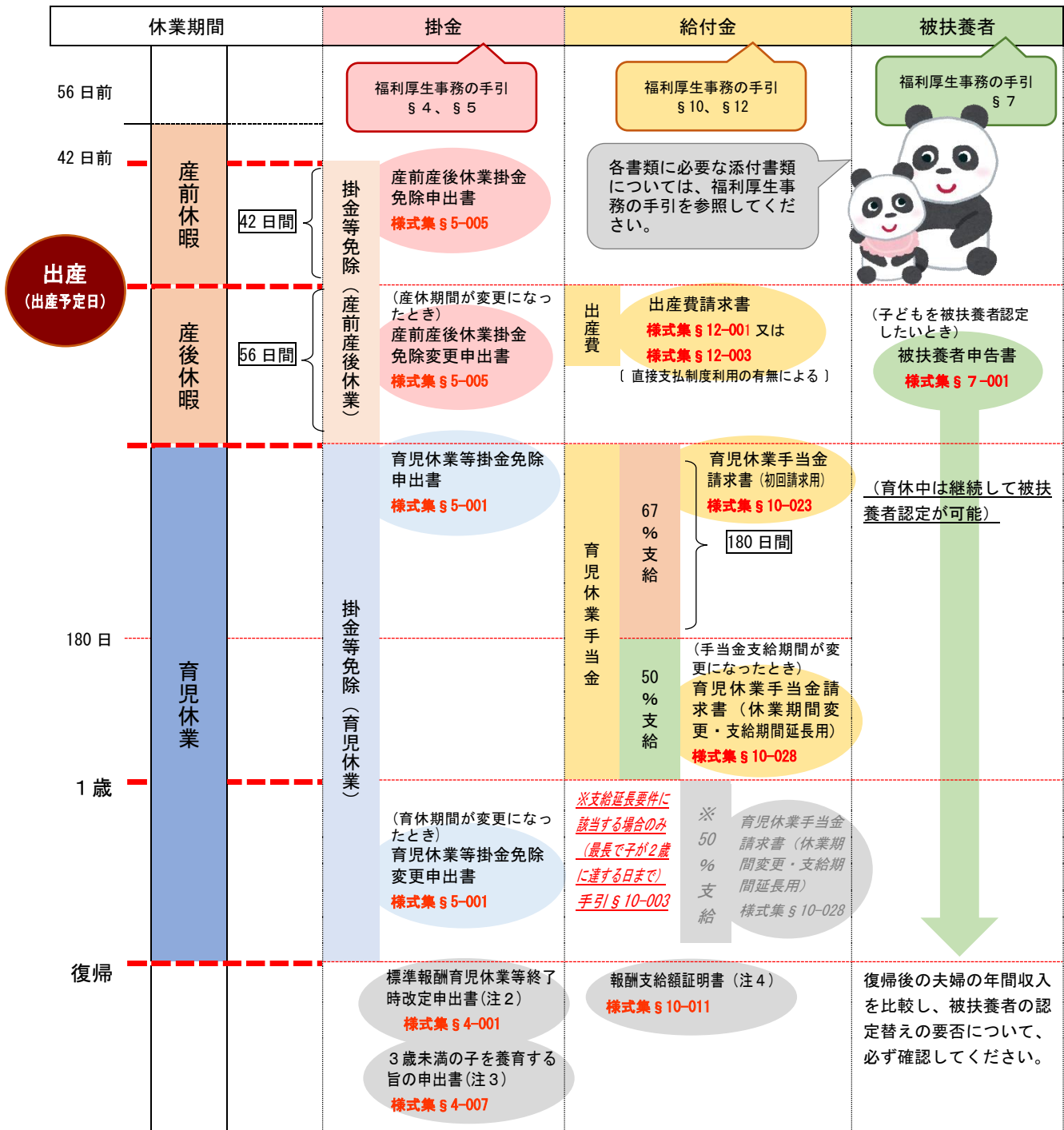
共済組合では、産前産後休業・育児休業期間中は、組合員からの申出・請求に応じて、掛金（保険料）を全額免除するほか、出産費や育児休業手当金（注1）の給付を行うこととなっています。

産休・育休に係る手続きを次のフロー図にまとめましたので、参考にしてください。

（注1）育児休業手当金は、雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる組合員については、共済組合からの支給は行えないため、公共職業安定所（ハローワーク）等で手続きをしてください。

産休・育休手続きフロー図

福利厚生事務の手引 (<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/about/kanko/4jikaitetebiki/index.html>)
様式集 (<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/guide/daunodoshuu/index.html>)



（注2）育児休業終了時に子が3歳未満かつ標準報酬の改定を希望する場合に提出

（注3）育児休業終了時に子が3歳未満かつ標準報酬が下がる場合に提出

（注4）月中途の復帰で、復帰月に育児休業手当金と給与が共に支給される場合のみ提出

育児休業手当金の給付延長について知ろう

育児休業手当金は、育児休業を取得し給料をもらっていない期間、収入を補う目的で支給される給付のことで、原則として育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）まで支給されます。しかし、法務省令で定める要件に該当する場合、1歳6か月に達する日まで（最長2歳まで）延長して受給することができます。

育児休業手当金の支給が延長できるのはどんなとき？

育児休業に係る子が1歳（再延長の場合は1歳6か月）の時点で、**職務に復帰する予定であったのに、次の理由に該当するために職務復帰ができなかった場合**に、育児休業手当金の延長の申請ができます。

1歳の時点で復帰予定がない場合、その後の支給の延長はできません。



- ・育児休業に係る子について、保育所への入所（＝復職）を希望しているのに入所できない場合
- ・配偶者が育児休業を取得し、自分は復職する予定であったが、配偶者の死亡・婚姻の解消・別居等により復職できなくなったとき

保育所への入所を希望しているのに入所できない場合について

延長要件の中で、最も多いお問合せですが、次の点に注意してください。

育児休業に係る子が**1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）**までを保育所等の入所日として、**1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）**までに申込みを行ったが、保育が実施されない場合が延長対象です。

育児休業開始

1歳の誕生日

1歳6か月

2歳の誕生日

入所希望は**1歳の誕生日の前日**までに申し込む必要があります。保留通知の日付と**入所希望日の日付は1歳の誕生日よりも前**である必要があります。

保育所に入所できない期間

保育所に入所できない期間

1歳6か月から2歳までの支給再延長を希望する場合は、入所希望は**1歳6か月になる前日**までに申し込む必要があります。保留通知の日付と**入所希望日の日付は1歳6か月になる日より前**である必要があります。
※1歳時点での支給延長が認められた場合のみ再延長が可能です。



1歳の誕生日以降に入所を申し込むと、支給延長対象にならないため、注意！

支給延長の決定後も、**入所希望の取下げは行わない**でください！
復職の意思がないと認められた場合、支給対象外となります。

●支給要件に該当しない事例

入所希望日を、**1歳の誕生日を過ぎた日付**にしているとき。

保育所の**入所が決定**したとき。
（復職可能となるため、支給対象外）

保育所の**入所を辞退**したり、**入所希望の取下げ**をしたりしたとき。
（復職の意思がないと判断）

保育所への入所申込において**落選希望**であることが明らかなきとき。



復職したいけどできないことが要件なんだね！

毎月確認しましょう！被扶養者の収入額

被扶養者の資格調査（以下「検認」という。）については、御協力いただきありがとうございました。

検認は毎年行いますので、確認書類（給与明細書や雇用条件が分かる書類・送金確認書類等）は適切に保管するようお願いします。

今回の検認では、以下のような収入限度額超過による取消が見受けられたため、被扶養者の収入状況を常に確認いただくようお願いします。

●パート収入が4か月連続して108,334円以上あった

パート・アルバイト等で、月々の収入が変動する場合、月額108,334円以上収入がある月が4か月連続したときは4か月の初日に、認定取消となります。

ただし、勤務条件説明書等で収入超過が見込まれる場合は、雇用時点で取消となります。



●被扶養者の収入の12か月の累計が130万円以上あった

被扶養者の収入の12か月の累計が130万円以上になったときは超過した月の初日に、認定取消となります。

（12か月の期間は暦年や年度ではなく、9月から翌年の8月、12月から翌年の11月などのように、どの12か月の累計が超えても認定取消となります。）

※ 被扶養者の収入には、給与収入の内の通勤費、遺族年金や障害年金などの非課税収入も含めます。所得証明書等に記載されないため、非課税収入の有無について確認してください。

※ 令和5年4月以降、障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者・60歳以上の者の収入限度額は、月額15万円、年額（12か月の累計）180万円となります。

【参考】今回の検認で被扶養者の認定を取消した件数（令和5年7月1日から令和5年10月15日まで）

区 分	取 消 事 例	件数（件）
就職	新しい保険証を取得していた	75
収入限度額超過	不安定収入で12か月の累計が130万円以上であった 雇用保険の基本手当や公的年金を受給していた 等	42
収入限度額超過見込	パート等の雇用条件で収入限度額を超える見込みがある 等	15
扶養認定替え	共同扶養者の収入の逆転	2
計		134

◎ 最も遡及して認定を取り消した日 令和3年9月1日

公費を受けたら共済組合に届け出ましょう

県や市町村は、さまざまな医療費の助成（公費）を行っており、その対象者に公費の受給者証を交付しています。（指定難病、自立支援、重度心身障害、ひとり親等）

医療費の助成と当共済組合からの給付金の二重給付を避けるため、公費の受給者証の交付を受けたときや、既に届け出ている内容に変更が生じたときには、所定の様式（様式集 § 9-039）により当共済組合に届け出てください。

早めに知りたい！退職時の貸付金の取扱いについて

共済組合から貸付けを受けている皆さまは、給料やボーナス（期末手当及び勤勉手当。以下同じ。）から「共済償還金」として控除されています。

退職時に残っている償還金は退職手当から控除されます。退職手当からの控除に係る手続は不要です。

退職手当から控除される金額の内訳

【令和6年3月末に退職し、令和6年4月に退職手当支給の場合】

次の①から④の合計額が控除されます。

毎月償還分	①令和6年3月末時点の未償還元金 + ②4月分利息
ボーナス償還分	③令和5年12月末時点の未償還元金 + ④1月～4月分経過利息

退職手当から全額又は一部金額が控除できない場合は

「納付通知書」を御自宅に送付します。指定の期日までに振込んでください。

退職前に一括返済したい場合は

全額繰上償還を御利用ください。

返済希望月の前月20日必着（20日が土日祝日の場合は前日）で、「全額繰上償還申出書」を共済組合に提出してください。【下記注意事項参照】

例：令和5年11月20日（月）締切で「全額繰上償還申出書」を提出する場合

- ① 12月初旬に共済組合から納付通知書が届く。
- ② 12月の給料とボーナスから定期償還分が控除される。
- ③ 12月20日（水）までに12月末の未償還元金を共済組合に振込む。

※ 詳細はお問合せ、もしくはホームページを御覧ください。



全額繰上償還の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月返済月分の提出締切は令和5年12月13日（水）必着です。 ● ボーナス併用償還をしている場合は、11月返済月（令和5年10月20日（金）提出締切分）については申込できません（12月ボーナス控除手続のため）。 ● 令和5年度末（令和6年3月31日付け）で退職される方は、退職手当からの控除手続の関係上、最終締切日は令和6年1月19日（金）となります。 ● 住宅貸付け等で、所得税に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合は、繰上償還を行うと特別控除の対象から外れる場合がありますので御注意ください。（住宅借入金等特別控除については、所轄の税務署にお問合せください。）
-----------------	--

一部繰上償還の申込みは令和5年12月13日（水）必着です

一部繰上償還は年2回（6月締切・12月締切）のみの受付です。一部繰上償還を希望する場合は、「一部繰上償還申出書」を令和5年12月13日（水）必着で共済組合に提出してください。

※ 詳細はお問合せ、もしくはホームページを御覧ください。

特別支給の老齢厚生年金の請求手続はお済みですか？

一般組合員の期間中に**特別支給の老齢厚生年金**（以下「年金」という。）の受給権が発生する方（再任用職員（フルタイム）等）には、共済組合から「年金請求書」等の必要な書類一式を送付しています。

既に年金の受給権が発生している方で、未だ、請求手続が済んでいない方は、早急に「年金請求書」に必要な書類を添えて、共済組合広島支部（長期給付係）へ提出してください。

- ※ 請求書を送付する時期は、年金支給開始年齢到達月（下表）の約1か月前です。
- ※ 年金は、年金の受給権発生日以降、概ね、2か月以内に請求手続をしてください。
- ※ 年金は、請求から決定まで5～6か月の時間を要します。

請求手続きがお済みでない方は早急に請求をお願いします。



年金の在職停止と年金受給者が退職した場合について

1 年金の在職停止

在職中の年金は、賃金（給料＋賞与）と調整しますので、年金の「一部」または「全部」が支給停止になります。**在職停止に伴い調整する額を算出するためには、賃金の額だけでなく、請求に基づく年金の額を決定する必要があります。**

なお、令和4年4月の制度改正により、65歳未満の方の「在職停止基準額」が、28万円から48万円に見直しされ、65歳以上の方の在職年金の停止基準額と同様になりました。

2 年金受給者が退職した場合

在職中に支給停止されている年金は、一般組合員の資格喪失後に「在職停止を解除」し、その後、年金を支給するための事務処理を行います（退職改定処理）。

※ 年度末退職の方は、順調に処理が進んだ場合、4、5、6、7月分の年金を8月に支給することになりますが、特別支給の老齢厚生年金を未請求の方は、8月の定期支給に間に合わない可能性がありますので、早目の請求をお勧めします。

年度末退職の年金受給者の方への御案内は福利ひろしま1月号に掲載予定です。

《特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢一覧表》

	生年月日	支給開始年齢
1	昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	60歳
2	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
3	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
4	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
5	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
6	昭和36年4月2日以降	65歳



※ 65歳以降の年金の名称は、「老齢厚生年金（または、本来支給の老齢厚生年金）」。



特定健康診査を受診しましょう！

健康管理係
(082) 513-4956

令和5年9月末に40歳以上74歳以下の短期組合員の方に「特定健康診査受診券（セット券）」を送付しました。（年度内に達する年齢が40歳以上75歳未満で、令和5年4月1日時点で資格を有している短期組合員）

特定健康診査は生活習慣病の予防と早期発見を目的とした、**無料**で受診できる健康診断です！ぜひ健康管理にお役立てください！

また、**40歳から75歳未満の被扶養者、任意継続組合員の方へは令和5年6月16日付けで直接自宅へ送付しています！**毎年無料の特定健康診査を受診しましょう！

受診期限は**令和6年3月31日**です。早めの受診をお願いします。

検査項目	検査の内容
身体計測	身長、体重、腹囲、BMIを測ります。
診察等	視診、触診、聴打診などを行います。
問診（質問票）	現在の健康状態、生活習慣等を伺います。
血圧測定	血圧を測り、循環器系の状態を調べます。
血液検査	血中脂質検査 中性脂肪や善玉・悪玉コレステロールを測定します。
	肝機能検査 肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます。
	血糖検査 空腹時血糖またはHbA1cを測定します。
尿検査	腎臓、尿路の状態を調べます。



- 今年度または前年度の特定健診結果により、医師が必要と判断した場合は、心電図、眼底検査などの詳細な検査を受診できます。
- がん検診は含まれません。市町集団検診等によるがん検診についてはお住まいの市町にお問い合わせください。
- 人間ドックを受診する場合に、特定健診に該当する検査について受診券を使用可能な場合があります。健診機関により取扱いが異なりますので、直接健診機関にお問い合わせください。
- 特定健診の結果で生活習慣病のリスクがある方には、特定保健指導（無料）を御案内します。
- 職場の定期健康診断を受診した場合、受診券を使用せず人間ドックを受診した場合などは、その健診結果の写し、質問票、未使用のセット券を当支部に提出することで、特定健康診査の受診に代えることができます。受診券を使用せずそれらの健診を受診した場合は、健診結果の写し・受診券・標準的な質問票を返送して下さるよう御協力をお願いします。



現職組合員の方で、人間ドック、定期健康診断のいずれも受診の対象になっていない方は、御自身の健康管理のために、受診しましょう！



年度途中で資格を取得した等により、受診券が届いていない方で、今年度特定健康診査を受診しておらず、受診を希望される場合は、別途受診券を送付しますのでお問い合わせください！

※ 公立学校共済組合広島支部の生活習慣病予防健診（人間ドック）に申込みをされた方は、人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したことになるので、今回受診券は送付していません。

こころとからだのリフレッシュセミナー追加募集について

令和5年度は株式会社ルネサンスと提携し、次のとおり実施します。皆様の御参加お待ちしております。

※ 詳しくは、公立学校共済組合 HP を御覧ください。

目的	組合員の健康増進を図るとともに、組合員が自主的に健康づくり及びメンタルヘルスケアを行うための手法を学ぶため。
対象者	組合員（任意継続組合員を除く） 定員 295 名（定員を超えた場合は抽選します。）
実施日	12月23日（土）10:00～12:00 頃 スリープタフネスセミナー（睡眠編） 睡眠の質を上げるためのセルフケアメソッドを習得し、睡眠に対しての正しい知識と行動を身に付け、精神面を安定させ、仕事のパフォーマンス向上を目指すセミナー
申込方法 申込〆切	広島県電子申請システム 申込締切：令和5年12月8日（金） https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14539 ※ セミナー当日は休日であるため、職場のメールアドレスではなく、個人のメールアドレスを登録することを推奨します。 ※ 既に申込された方は申込不要です。
受講方法	Zoom（オンライン）
参加者の決定及び通知	12月中旬に申込時に登録されたメールアドレスへ送付します。
参加費	無料



URL：https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/kanri/kokorotokarada/index.html

※ セミナー受講に当たって、発生する通信費は参加者負担となります。

なお、8月には、こころとからだのリフレッシュセミナー「Renaissance Active Move（基礎編）」及び「機能改善ストレッチ（肩こり・腰痛予防編）」を開催しました。多くの方に参加いただき、とても好評でした。参加者の声を紹介します。

8月参加者の声

- ・ 講師の先生の説明も非常にわかりやすく、日常的にも実践しやすい内容だったので有意義な時間でした。
- ・ 背伸びや肩回りの運動は、デスクワークの途中に取り入れていくことと、職場の人にも勧めたいと思います。
- ・ 心も体もほぐれて、あたたかくなりました。明日からの仕事の合間に早速生かせそうです。
- ・ 有意義な時間を過ごすことができました。仕事でも意識して実践できそうな内容だったため、継続したいです。
- ・ 体の柔らかさの必要性や、筋肉と凝りの関連性など随所に説明があったので非常に納得できました。
- ・ 肩がすっきりしました。ありがとうございました。



人間ドックの受診期限は令和6年2月29日です！

生活習慣病予防健診（人間ドック）の受診期限は令和6年2月29日（木）です。

令和6年3月1日以降は補助を受けることができません！ 令和6年2月29日を過ぎると、全額自己負担となります。御注意ください。

受診日の都合が悪い場合や、まだ健診機関から受診日の連絡のない場合、及びキャンセルの必要がある場合は、早めに健診機関へ連絡し、日程調整を行ってください。受診期日が近くなると、健診機関の予約枠が埋まり日程の変更が難しくなる場合があります。

なお、健診機関の変更はできません。予め、御了承ください。

※ 令和5年度の間人ドックの募集は終了しています。



40～74歳の組合員及び被扶養者の方へ 健康情報提供冊子「QUP i O+（クピオプラス）」を配付します

生活習慣病対策の一環として、特定健康診査結果^(注)に基づく個別性の高い健康情報冊子「QUP i O+（クピオプラス）」を10月以降、所属所を通じて順次お送りしています。

健診結果を項目別に分析し、生活習慣病を発症するリスクの算出や健康に関するアドバイスなどがこの1冊にまとめられています。あなたの健康状態や性別・年代に応じた、取組も紹介されていますので、できることから日々の生活に取り入れ、今後の生活習慣病予防に御活用ください。

対象者

令和5年度に達する年齢が40歳以上の組合員本人及び被扶養者で、令和5年度中に特定健康診査を受診（定期健康診断、人間ドック等）した者

※ ただし、特定健康診査項目の結果データが全て揃っていない者、結果データの提供が遅い者は配付対象から除きます。



「QUP i O+（クピオプラス）」は生活習慣改善のヒントが詰まったあなた専用の健康冊子です。この機会に毎日の生活を見直してみませんか？



(注) 特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象に実施しています。

福祉保険制度に加入されている退職予定の皆様

福祉保険制度は、退職時の年齢に関わらず、退職（組合員資格喪失）後も継続加入となります。

退職した年の10月31日まで保障が継続され、7月頃に御自宅へ送付される更新手続き書にて脱退の申出がない場合は、11月1日以降も自動更新^{※1}となります。

詳細は、デジタルパンフレット^{※2}で御確認いただき、不明な点は下記のお問合せ窓口にて御連絡ください。

※1 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新。

傷病休職給付金は、退職月の月末をもって脱退となります。

※2 デジタルパンフレット掲載先：公立共済ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/>）

ログインID及びパスワード ID：kouritu パスワード：kouritu1111

お問合せ窓口（開設時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）10：00～16：00）

窓口	照会内容	電話番号
公立学校共済組合福祉保険制度担当	制度内容全般・登録内容の変更等	0120-778-599
請求相談センター	保険金の請求	0120-660-998

アイリスプランに加入されている退職予定の皆様

詳細は、御自宅に送付される案内書類を御覧いただき、不明な点は下記のお問合せ窓口にて御連絡ください。

制度名		退職後継続	手続方法
年金コース	今年度 満60歳以上	不可	令和5年12月末頃に、御自宅あてに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、その案内に従って手続を行ってください。
	今年度 満60歳未満		教職員生涯福祉財団サービスセンターへ御連絡ください。退職により制度から脱退となります。
医療・日常事故コース		可能	退職による手続はありません。 内容変更及び次年度の継続をしない場合、毎年10月下旬に送付される満期のお知らせと同封の「契約変更届（毎年11月中旬頃に締切）」に必要事項を記入の上、送付してください。 年度途中で解約を希望される場合は、教職員生涯福祉財団サービスセンターに御連絡ください。
介護保障コース		可能	退職による手続はありません。掛金が月払いの場合は、掛金の払込みは60歳に達する年度で終了となります。

お問合せ窓口（開設時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）10：00～17：00）


窓口	コース	電話番号
教職員生涯福祉財団サービスセンター	年金コース、医療・日常事故コース	0120-491-294
株式会社一ツ橋サービス	介護保障コース	0120-878-626

公立学校共済組合中国中央病院のメンタルヘルス関連事業

精神疾患でお休みをしている教職員の方を対象とした、研修会“くわいの会”を開催します。

「何をして過ごしたらいいのだろうか?」「いつ復職できるのだろうか?」などの不安を抱えていませんか。病気休暇・休職中の不安を和らげるために、研修会に参加してみませんか。

くわいの会について

対 象	精神疾患で病気休暇・休職中の教職員（公立学校共済組合員の方）	
日 時	令和5年 12月 19日（火） 14:30 ～ 16:30	
会 場	公立学校共済組合 中国中央病院 2階 講堂	
内 容	心の病気や復職に関する講義、参加者同士の座談会	
申込方法	電話 084-970-2121（代表）「メンタルヘルス研修会 くわいの会の参加について」とお伝えください。締め切りは12月12日（火）です。	

～心理専門職からひとこと～

研修会の名称になっている“くわい”は芽が出る縁起の良い野菜で、福山市の特産物です！参加者から「講義を聞いて、自分の病気や状態について理解できた。」「座談会に参加して、悩んでいるのは自分だけじゃないことがわかり、安心した。」といった声があがっています。精神疾患でお休みをされている方がおられましたら、是非、この研修会を御案内ください。情報は中国中央病院のホームページにも掲載しています。



有期職員が互助組合を退会するときはどうする？

任用期間に定めのある（本ページで「有期」という。）組合員が退職（組合員資格を喪失又は
共済組合員証番号が変更）した場合は、次表のとおり、**組合員区分により退会手続きの要否が
異なります。**



退会手続きに必要な組合員は、「㊤退会給付金請求書」等を提出してください。提出することで、
退会給付金が支給されます。

- ※ 「㊤退会給付金請求書」は、互助組合のホームページ（www.gojo.or.jp）からダウンロードして使用してく
ださい。
- ※ 給付金受取口座の通帳のコピーを貼付して、互助組合に提出してください。

組合員区分		㊤退会給付金請求書提出の要否		
		必要	不要	
市 町 費	フルタイム勤務職員 共済組合員番号の1桁目がP及びZの職員	○	—	
	短時間勤務職員 共済組合員証番号の1桁目がL及びQの職員	—	○	
	県 費	有期職員	—	○
		任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員	—	○
当組合員に未加入の職員		—	○	

【お願い】

給付対象外の方から㊤退会給付金請求書の提出が多くあり、返送作業に時間を要して
います。

お間違いの無いよう、今一度㊤退会給付金請求書を提出する必要がある組合員か
どうか御確認ください。

